

## 【建設工事・市内業者】個別に登録基準のある工種

詳細は各工種の入札参加登録基準（申請様式の1-②から1-⑥）をご確認ください。

舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可「舗装工事」を受けていること</li> <li>・経営事項審査「舗装工事」を受けていること</li> <li>・舗装工事施工について、高度な技術力を有するもの（オペレータ・レーキマン）が常駐できる体制が整っていること</li> <li>・舗装工事の工事実績（民間工事も含む）があること</li> <li>・舗装工事の専用機械（アスファルトフィニッシャー・マカダムローラ・タイヤローラ）を自社所有又は長期リースしていること</li> </ul>
上水道工事 （水道施設工事）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可「土木一式工事」・「管工事」・「水道施設工事」を受けていること</li> <li>・経営事項審査「水道施設工事」を受けていること</li> <li>・直近の過去2か年において上水道工事（公共工事）の実績があるもの</li> <li>・①土木施工管理技士、②管工事施工管理技士、③配管技能士の資格者がいること（1級または2級）</li> <li>・鹿屋市指定給水装置工事事業者であること</li> </ul>
解体工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可「解体工事」を受けていること</li> <li>・経営事項審査「解体工事」を受けていること。</li> <li>・解体工事施工技士が在籍し、現場に常駐できる体制が整っていること</li> <li>・解体工事の工事実績（民間工事も含む）があること</li> <li>・解体工事の専用機械（コンクリート破碎機等）を自社所有又は長期リースしていること</li> </ul>
下水道工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可「土木一式」を受けていること</li> <li>・経営事項審査「土木一式」を受けていること</li> <li>・下記技術者資格（9資格）を有する技術者を3か月以上雇用していること             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土木施工管理技士</li> <li>② 型枠支保工作業主任者</li> <li>③ 足場組立作業主任者</li> <li>④ 車両系建設機械運転技能講習修了者</li> <li>⑤ 土止め支保工作業主任者</li> <li>⑥ 地山掘削作業主任者</li> <li>⑦ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者</li> <li>⑧ 玉掛作業技術者</li> <li>⑨ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</li> </ol> </li> <li>・上記に加え、下記のいずれかの条件を満たすこと             <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 土木業者においては、過去10年以内に下水道工事（公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業・林業集落排水事業）等の実績がある業者であること。（畑かん工事等を除く。）</li> <li>(ロ) 土木業者においては、過去5年間に下水道工事の現場代理人、又は主任技術者の経験を有する者を、現在1名以上雇用している業者であること。</li> <li>(ハ) 排水設備工事指定工事店にあっては、市内の排水設備工事の実績（下水道課の統計資料）が過去に100件以上ある業者であること。</li> </ul> </li> </ul>
安全施設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可「とび・土工・コンクリート」・「塗装工事」を受けていること</li> <li>・経営事項審査「とび・土工・コンクリート」・「塗装工事」を受けていること</li> <li>・「路面標示施工技能士」の有資格者がいること。（※経過措置あり。詳細は「安全施設工事入札参加登録基準について」を確認ください。）</li> <li>・新規・継続に関わらず、過去5年間に於いて安全施設工事（路面標示及び防護柵等）の実績があること</li> <li>・土木施工管理技士（1級または2級）の有資格者がいること。</li> </ul>
塗装・防水工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塗装工事は塗装技能士、防水工事は防水施工技能士の有資格者がいること。</li> </ul>